

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和7年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定を取り消した施設

| 施設の名称  | 施設の所在地                | 種別  | 面積（㎡）  | 指定取消年月日  |
|--------|-----------------------|-----|--------|----------|
| 敷島保育園  | 新潟市中央区川岸町<br>1丁目47番地5 | 遊戯室 | 131.00 | 令和7年3月4日 |
| 山ノ下保育園 | 新潟市東区山の下町<br>17番14号   | 遊戯室 | 136.08 | 令和7年6月3日 |
| 石山保育園  | 新潟市東区中野山8<br>丁目13番1号  | 遊戯室 | 93.00  | 令和7年6月3日 |